

## 平成24年4月1日以降の重症心身障害者の判断指針について

平成24年4月1日に施行された児童福祉法の改正により、18歳以上の障害者については、原則として障害福祉サービスを利用することとなりました。

この改正に伴い「重症心身障害児施設」については、平成24年4月1日以降、「医療型障害児入所施設」として再編され、この施設への入所を希望する18歳以上の重症心身障害者（加齢児）については、障害者自立支援法（平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）のサービスである「療養介護」サービスを利用することとなりました。

この制度改正に伴い、療養介護等の利用申込及び情報提供に係る取扱要領を別途作成したところですが、市町村において新たに重症心身障害者の判断をする必要が生じたため、そのための判断指針を次のとおり作成しましたので、御活用ください。

（療養介護以外についても、短期入所、施設入所支援を利用する場合は、報酬に影響が生じるため重症心身障害者であるか否かを確認し、受給者証に記載する必要があります。）

### 記

#### 1 18歳未満で重症心身障害児の判定を受けている者

18歳未満の重症心身障害児は、児童相談所で判定を行うため、過去に判定を受けている者については、重症心身障害者に該当するものとして判断してください。

#### 2 18歳以上の重症心身障害者の判断について（18歳を超えて新たに判断を要する場合）

平成23年度までは、児童相談所運営指針の中で、「重症心身障害者の判定については、児童相談所が知的障害者更生相談所の協力を得て行う。」とされていました。この背景としては、重症心身障害児施設に18歳以上の障害者（いわゆる加齢児）が入所する場合は、県（児童相談所）が給付決定を行うこととされていたため、給付決定プロセスの中で、必然的に児童相談所が関与していた状況があったと思われます。しかしながら、平成24年4月の法改正により、重症心身障害者については、実施主体が県（児童相談所）から市町村へ変更となり、児童相談所運営指針も改正され、療養介護など障害福祉サービスを利用する場合の重症心身障害者の判断は、市町村が担うこととなりました。

判断に当たっては、次の点を参考にしてください。

#### ■ 重症心身障害者の定義

法律上「重症心身障害者」の定義は定められていませんが、児童福祉法第7条第2項に「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童」が「重症心身障害児」と規定されています。

したがって、「重症心身障害者」についても「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者」が該当するものと考えます。

■ 本県における重症心身障害者に該当する者の判断基準

- ・ 重症心身障害者の定義は上記のとおりであり、重症心身障害に該当するか否かの判断は、「大島の分類」を用いることが多いですが、重症心身障害者の判断に当たっては、次の点を考慮し、判断してください。

① 重度の知的障害であること

- ～ 療育手帳の障害程度が最重度又は重度に該当する「A」であること。ただし、知的障害の程度が中度に該当し、身体障害1～3級の合併により「A」（重度）と判定されている者を除きます。  
 なお、市町村で把握ができない場合は、知的障害者更生相談所に問い合わせ、確認してください。

② 重度の肢体不自由であること

- ～ 身体障害者手帳（肢体不自由）1・2級に該当する者であること。（肢体不自由以外の身体障害との合算により1・2級となっている場合は除き、肢体（体幹及び四肢）に重度の障害がある者を対象とする。）

③ 歩行が困難であること

- ～ 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」が、「全面的な支援が必要」に該当する者であること。

※ その他の判断の要素として、障害支援区分の認定に必要な医師意見書において、本人の状態（特に身体）について詳細に記載してもらうなどし、判断の参考とすること。

○参考：大島の分類とは

東京都立府中療育センター元院長大島一良氏が発表した重症心身障害児の区分。分類表の1～4までを重症心身障害児として定義している。

						知能(IQ)
						80
	21	22	23	24	25	70 <b>境界</b>
	20	13	14	15	16	50 <b>軽度</b>
	19	12	7	8	9	35 <b>中度</b>
	18	11	6	3	4	20 <b>重度</b>
	17	10	5	2	1	<b>最重度</b>
運動機能	走れる	歩ける	歩行障害	坐れる	寝たきり	